IV 奈良県土採取規制条例

1 奈良県土採取規制条例の概要

届出(第6条)

1 目 的 ── (1)目的(第1条)・・・土の採取に伴う災害を防止し、県民の生活環境の保全 に資する。

(1) 土の採取の届出・・・土採取場の区域、土の数量等所定の事項を知事に30 (第2条) 日前までに届出なければならない。
 2 採取の (2)変更の届出・・・・届出事項を変更しようとするときは、30日前までに届出なければならない。
 (第3条) 届出なければならない。
 (3) 採取の完了等の・・・土の採取を完了し、または廃止したときは、遅滞なく

(1) 措置命令等・・・・知事は、災害防止のため必要があると認めるときは、 (第5条) 届出をした者に対し、届出事項の変更を命ずることができる。
3 勧告・命令 (2) 採取完了等に・・・知事は、土の採取を完了または廃止した者に対し、完了対する措置命令 または廃止の日から2年間はその者に対し災害防止の ために必要な措置をとることを命ずることができる。

- **(3) 採取跡地の緑化等・・**知事は、土の採取を行った者に対して、採取跡地につ **の勧告** いて、緑化等必要な措置をとることを勧告することが **(第8条)** できる。

届出なければならない。

(1) 標識の掲示・・・・届出をした者は、規則で定める標識をその土採取場に (第10条) 掲示しなければならない。 (2) 報告の徴収及び・・・知事は、土の採取を行う者から必要な事項の報告を求 立入検査 め、その職員に採取場等に立ち入り、帳簿・書類等を (第11条) 検査させることができる。 (3) 適用除外・・・・・・この条例は、規則で定める者が実施する土の採取、他 (第12条) 法令の許可・認可等に係る事業のための土の採取、そ の他規則で定めるものについては、適用しない。

* 適用除外

- ① 国・地方公共団体等の実施する事業に係る事業地において当該団体が行う土の採取
- ② 採石法、砂利採取法、森林法、砂防法等の法令に基づく許可、認可等を受け、又は届出をした者が当該許可、認可、届出等に係る事業のため当該事業地において行う土の採取
- ③ 土採取場の面積が1,000㎡未満であって、かつ、採取する土の数量が2,000m³ 未満の規模のもの